

# 電子記録債権を活用した中小・小規模企業の 資金調達の多様化の促進について

---

# 1. 未来会議取りまとめ概要

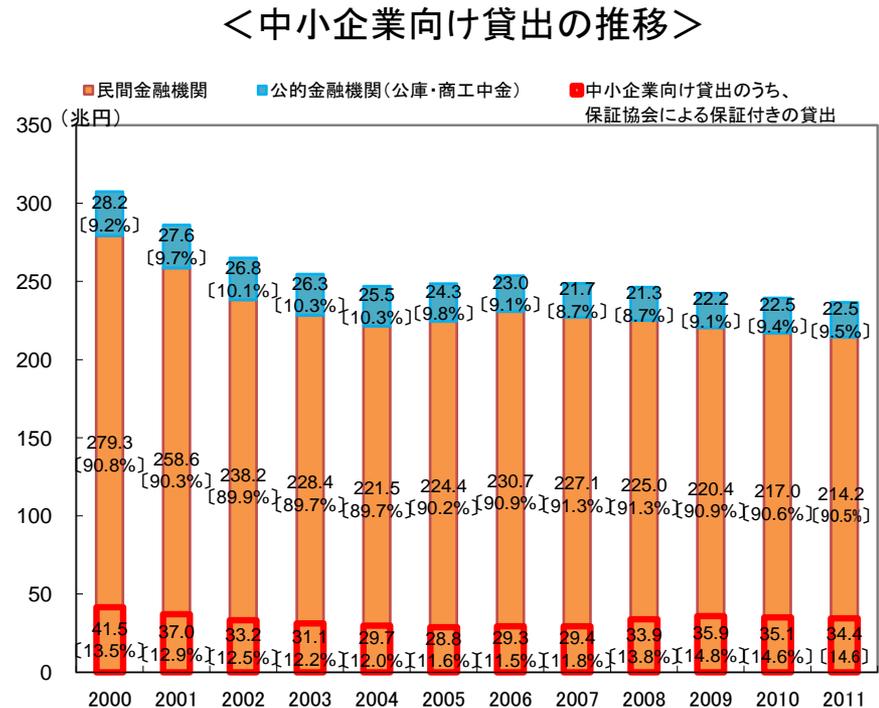
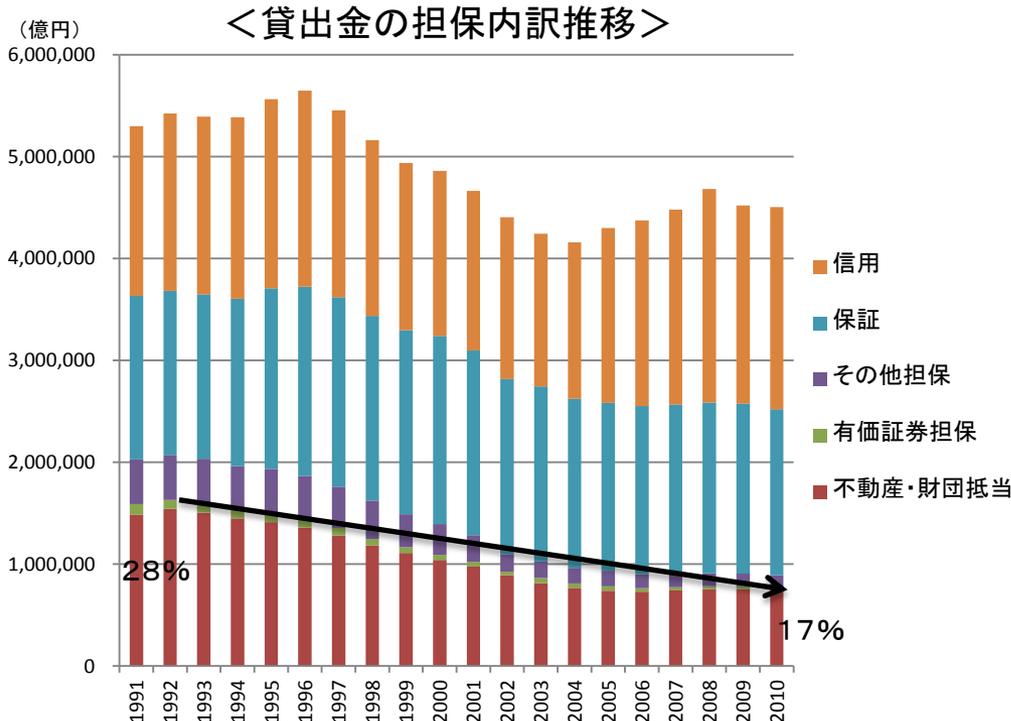
## ○ 創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方

### 信用保証や担保手段のあり方について、見直しを行う。(P32)

- a. 「同じ国費を投入するのであれば、信用保証協会は不要で、日本政策金融公庫に投入すればよい。信用保証協会がなくなれば、地域金融機関がリスクを考えて企業と付き合いようになる」との意見もあった一方で、「保証協会は基本的には中小企業の信用を補完する機能なので、市中銀行の融資先とのリレーションシップを活用できる立場にある」との意見もあったところであり、これらの観点を踏まえながら、現行の信用保証制度について精査・見直しを行う。(未来会議取りまとめP32:13～19行目より)
- b. より円滑な資金調達を可能とするため、資金調達手段の多様化や従来型の不動産担保以外にも担保手段を拡充する観点から、電子記録債権の活用やABL(動産・債権担保融資)の促進について、実務家を含めた関係者間で協議し、必要となる制度・環境整備を進める。なお、会議では「ABL促進のため、売掛金譲渡禁止特約について制限的な取り扱いを検討すべき。」との意見が出された。(未来会議取りまとめP32:20～25行目より)
- c. また、個人保証に過度に依存しない融資の促進のため、一定の要件の下で経営者本人の保証を猶予する手法や再生局面における個人保証の整理方法など、個人保証のあり方についても、これまで果たしてきた役割を検証しつつ、見直しを行う。(未来会議取りまとめP32:26～29行目より)

## 2. 不動産担保に過度に依存しない融資の必要性

- 我が国の産業金融は、間接金融を中心とし、特に、直接金融市場から資金調達が困難な中小・中規模企業は、不動産担保や個人保証による資金調達を行ってきた。これは景気低迷等を背景とする不動産価格の下落による金融機関の貸出姿勢の慎重化を通じて、貸出金額及び割合が低下。また、そもそも担保となる資産が少ない中小・小規模企業にとっては資金調達の制約にもなり得る。
- また、中小企業向け貸出の全体額は縮小傾向にある中、リーマンショックや大震災を経て、同貸付に占める信用保証付き貸出のシェアは拡大傾向にある。
- そのような中、中小・小規模企業の事業に関連する売掛債権や在庫等の事業資産を担保とした資金調達を促進することで、資金調達手段の多様化を図っていくとともに、金融機関としても売掛債権や在庫等を通じて事業の内容を把握することにより、両者のリレーションシップを高めながら、中小・小規模企業の成長を促していくことが重要。



出典：日本銀行統計（2010年）

出典：日本銀行統計、連合会統計より中小企業庁作成

### 3. ABLの推進

- これまで、政府は、過度に不動産担保に依存しない金融慣行の促進のため、動産・債権譲渡登記制度の整備(平成17年)や、流動資産担保融資保証(平成13年)等により、売掛債権や在庫等の動産を担保とした融資(ABL)を推進。
- 他方、約240兆円の中小企業金融の中で、ABLの市場規模は、動産の担保評価ノウハウ不足、債権譲渡禁止特約等の問題により、現状年間2,000億円~3,000億円程度と限定的。
- しかしながら、ABLの対象となる流動資産の規模は、資本金1億円未満の中小・小規模企業だけでみても、122兆円と非常に大きく、これらを活用した中小企業金融の円滑化が望まれる。

#### <ABLを促進する上での主な課題>

- (全体)
  - ・金融機関内でのモニタリング体制等の未整備
- (動産)
  - ・動産担保の評価の困難さ、評価コスト
  - ・金融機関による継続的なモニタリングの実施・コスト
  - ・動産担保の権利関係が不安定
- (債権)
  - ・売掛債権に譲渡禁止特約が付されている場合、解除が困難

#### <ABLの対象資産規模>

	資本金1億円未満	資本金1億円以上
受取手形	13兆円	11兆円
売掛債権	66兆円	116兆円
棚卸資産	43兆円	59兆円
合計	122兆円	186兆円

#### <ABLの市場規模>

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
融資 実行額	2,748	2,133	2,739	1,921
残高 (年度末)	2,346	4,436	4,764	4,338

# (参考)流動資産担保融資保証制度の概要

中小企業が有する売掛債権や在庫を活用した融資によって、中小企業の資金繰りを支援。

## <制度の概要>

「在庫」や「売掛債権」を担保とした融資に保証協会が保証を行う制度

※代表者以外の保証人や不動産担保は徴求せず。流動資産のみを譲渡担保として徴求。

※在庫の価格変動リスクや売掛先の倒産リスクを踏まえ、簿価の一定割合が貸出上限。

- ・在庫担保: 簿価の3割(第三者の客観的な評価がある場合は、7割を上限に引上可)
- ・売掛債権: 額面金額の7割~10割(売掛先の規模、対抗要件の手段によって変動)

□保証限度額: 2億円(注:貸付金額の上限は2億5,000万円となる。)

□保証割合 : 80%

□保証期間 : 1年(更新可能)

□信用保証料率 : 0.68%

□対象になる在庫

商品在庫、製品在庫(仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品等を含む。)

(注)医薬品や燃料など、規制上の理由により金融機関・保証協会による処分が困難な場合、管理コストが相当程度かかり実態上管理が困難な場合は、担保不適確となることもある。

□対象になる売掛債権

売掛債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権など。

→個人保証や不動産担保に過度に依存しない融資制度として普及を促進

## <制度の実績>

(平成24年8月末まで)

【在庫担保】

約6,800億円

(平成19年8月以降の累計)

【売掛債権担保】

約2兆1,000億円

(平成13年12月以降の累計)

## <在庫担保の例>



(うなぎの蒲焼き)



(ワイン)

## 4. 電子記録債権の活用による資金調達の円滑化の促進①

- 平成20年12月に電子記録債権法(平成19年法律第102号)が施行され、取引の債権・債務の関係を電子記録化した債権である「電子記録債権」が創設。
- 「電子記録債権」は、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい類型の金銭債権であり、「電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の指名債権・手形債権とは異なる新たな金銭債権」。

### <手形のデメリット>

- ・作成・交付・保管コスト
- ・紛失・盗難リスク
- ・分割不可

### <指名債権のデメリット>

- ・譲渡対象債権の不存在・二重譲渡リスク
- ・債権譲渡債務者に対抗するために債務者への通知等が必要
- ・人的抗弁を対抗されるリスク
- ・売掛債権の場合、譲渡禁止特約により譲渡が困難

### <電子記録債権の場合>

- ・電子データの送受信等により発生・譲渡
- ・電子データで管理
- ・電子債権記録機関の記録原簿による管理
- ・分割可能

- ・電子記録により債権の存在・帰属を可視化
- ・電子記録債権譲渡を債務者に対抗するために債務者への通知等は不要
- ・人的抗弁は原則として切断
- ・譲渡禁止特約の取扱いは不可(でんさいネット利用の場合)であり、譲渡が容易

手形、売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権である電子記録債権は、中小・小規模企業の既存資金調達手段の一つである手形やABL(売掛債権)のデメリットを解消するものであり、資金調達の多様化・円滑化を促進するものとして、その普及・拡大を支援すべきではないか。

### 電子記録債権によるABL(売掛債権)の活性化、企業間信用の拡大(手形代替)

特に、売掛債権の電子記録債権化により、譲渡が容易(譲渡禁止特約の取扱い不可)となることで、中小・小規模企業の資金調達の円滑化が図られることが期待される。

# (参考)電子記録債権を巡る経緯等

## ○電子記録債権

電子記録債権とは、「電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の指名債権・手形債権とは異なる新たな金銭債権」。

## ○電子記録債権法

電子記録債権は、『電子記録債権法』(平成19年法律第102号)により、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい類型の金銭債権で、本法は平成20年12月1日に施行。

## ○電子記録債権制度創設の背景

- ・金銭債権を活用した事業者の資金調達の手法としては、売掛債権や受取手形の譲渡・質入れがある。しかし、譲渡等の対象である債権の存在やそれが誰に帰属しているのかの確認に手間とコストを要する上、二重譲渡等のリスク等の問題がある。
- ・また、手形の譲渡・質入れについては企業の事務手続のIT化が進む中、紙媒体である手形に内在する保管コストや紛失リスク等の問題があり、最近では手形の利用自体が大幅に減少してきている。
- ・電子記録債権制度は、電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全性・流動性の確保と利用者保護の要請に応える新たな制度。

平成15年7月2日	IT戦略本部決定「e-Japan戦略Ⅱ」
平成16-17年	法務省、金融庁、経済産業省による検討
平成18-19年	法制審議会、金融審議会での検討
平成19年6月	『電子記録債権法』成立・交付
平成20年12月1日	『電子記録債権法』施行
平成21年6月24日	日本電子債権機構(株)に対し、第1号の電子債権記録機関の指定
平成21年7月1日	日本電子債権機構(株)開業(三菱東京UFJ銀行系列)
平成21年11月25日	カゴメ(株)が全国初の電子手形を発行
平成22年4月8日	商工中金でサービス開始
平成22年7月6日	SMBC電子債権記録(株)開業(三井住友銀行系列)
平成22年10月4日	みずほ電子債権記録(株)開業(みずほ銀行系列)

# (参考) 電子記録債権の取引イメージ

## ■ 電子記録債権の発生 ①

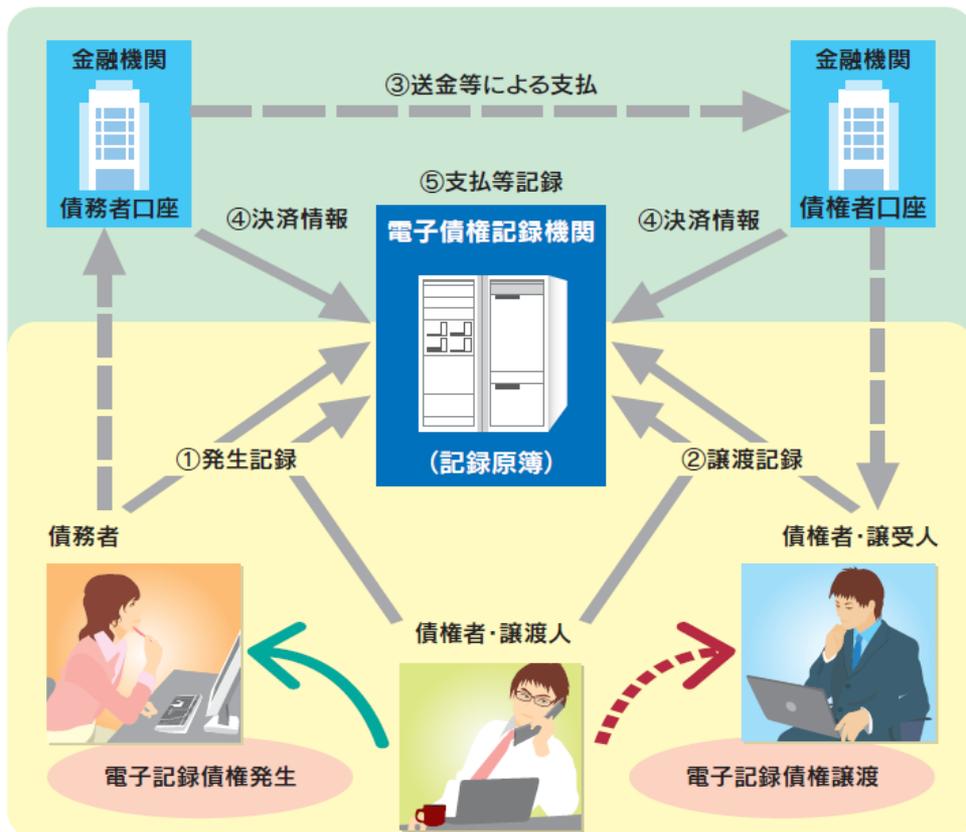
債権者と債務者の双方が電子債権記録機関に「発生記録」の請求をし、これにより電子債権記録機関が記録原簿に「発生記録」を行うことで電子記録債権が発生。

## ■ 電子記録債権の譲渡 ②

譲渡人と譲受人の双方が電子債権記録機関に「譲渡記録」の請求をし、これにより電子債権記録機関が記録原簿に「譲渡記録」を行うことで電子記録債権を譲渡。

## ■ 電子記録債権の消滅 ③、④、⑤

金融機関を利用して債務者口座から債権者口座に払込みによる支払が行われた場合、電子記録債権は消滅し、電子債権記録機関は金融機関から通知を受けることにより遅滞なく「支払等記録」を行う。



電子債権記録機関		記録原簿	
[Image of server rack]		債権記録	
<b>発生記録</b>			
(債務者が右の金額を支払う。)	1000万円		
(支払期日)	2008/11/1		
(債権者)	A (住所……)		
(債務者)	B (住所……)		
(記録番号)	1		
(支払方法)	口座間送金決済による支払		
(債権者口座)	●●銀行▲▲支店・口座番号***		
(債権者口座)	○○銀行△△支店・口座番号※※※		
(利息等)	(利息) 年 6%		
	(遅延損害金) 年 10%		
債務者に倒産手続の開始があったときには、債務者は期限の利益を当然に喪失する。			
(譲渡記録可能回数)	10回		
(電子記録の年月日)	2008/8/1		
<b>譲渡記録</b>			
電子記録債権を譲渡			
(譲受人)	C (住所……)		
(払込先口座)	◎◎銀行△△支店・口座番号■■■■		
(電子記録の年月日)	2008/9/1		
<b>保証記録</b>			
電子記録保証をする。			
(保証人)	A (住所……)		
(主たる債務)	発生記録に記録されている債務者の債務		
(電子記録の年月日)	2008/9/1		
<b>支払等記録</b>			
(支払等がされた債務) 発生記録に記録されている債務者の債務			
(支払等の内容)	1015万円支払		
	(元本充当額1000万円)		
(支払等があった日)	2008/11/1		
(支払等をした者)	B (住所……)		
(電子記録の年月日)	2008/11/1		

## 4. 電子記録債権の活用による資金調達の円滑化の促進②

### <現状>

○これまでのところ、電子記録債権の電子記録に関する業務を行う電子債権記録機関は一部の銀行により設立・運用されているのみであり、その利用は一部の金融機関・事業者に限られている。

(参考1)既存の電子債権記録機関

三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行
日本電子債権機構株式会社 (平成21年7月開業)	SMBC電子債権記録株式会社 (平成22年7月開業)	みずほ電子債権記録株式会社 (平成22年10月開業)

(参考2)日本電子債権機構株式会社の取組状況(当社HPより)

利用者件数:20,013者

債権残:金額:7,443億円、件数41,171件



### <今後>

- 平成24年度中には、一般社団法人全国銀行協会による株式会社全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)の運用開始が予定されている。
- 中小・小規模企業のメイン行である地域金融機関、信用金庫、信用組合等、全国約1,300の金融機関が参加する予定。
- そのため、来年度中には、電子記録債権を記録・流通させる新たな社会インフラが全国規模で立ち上がり、全国の金融機関、中小・小規模企業に電子記録債権が広がっていくことが予想される。

参加金融機関数(平成22年3月1日時点)(でんさいネットHPより)

全銀協正会員(124行)、一般金融機関(1,188機関)の合計1,312金融機関

(一般金融機関:銀行(1行)、信用金庫(273金庫)、商工組合(1金庫)、信用組合(116組合)、農協系統金融機関(797機関))

## 5. 中小企業信用保険法改正の方向性

- 電子記録債権の活用は、従来、中小・小規模企業の資金調達において重要な役割を果たしていた手形の代替や、売掛債権の活用による資金調達等、中小・小規模企業の資金調達の多様化、資金繰りに際して重要な役割を果たすもの。
- また、電子記録債権を記録・流通させる新たな社会インフラが立ち上がり、電子記録債権の普及が見込まれるこの時機をとらえ、電子記録債権を活用（電子記録債権の割引や、電子記録債権担保）した資金調達を促進することが重要。
- そのため、信用保証の対象に電子記録債権を位置づけ、電子記録債権の普及・拡大と相まって、中小・小規模企業の資金調達手段の多様化を図っていくことが必要ではないか。

### <改正の方向性>

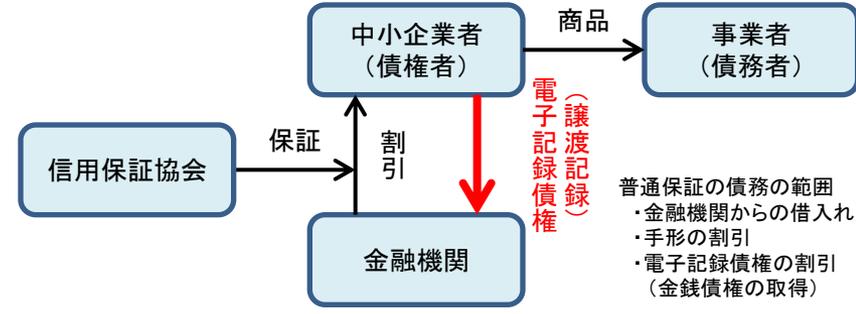
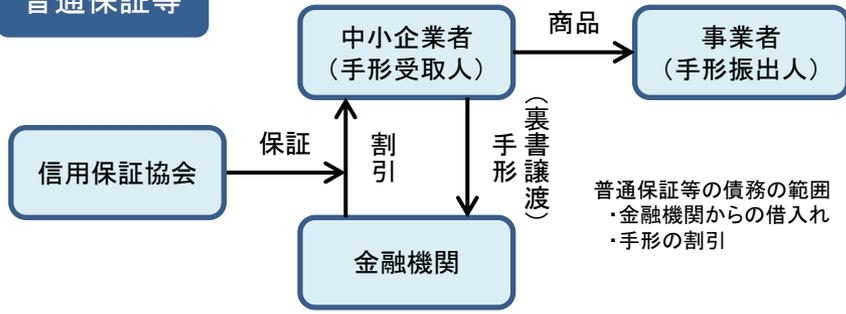
- 現状、信用補完制度における信用保証協会の保証について株式会社日本政策金融公庫が保険を行っている根拠となる中小企業信用保険法において、「電子記録債権」が規定されていない。
- そのため、中小企業信用保険法上に、「電子記録債権」を規定する必要（以下、主な改正点）。

・普通保険等 → 「電子記録債権の割引」が可能となるよう規定  
（電子記録債権の割引は、金融機関が電子記録債権を譲り受けて金銭を支払う ものであり、金銭債権の取得（銀行法第10条第2項第5号）に該当するため新たに規定する必要）

・流動資産担保保険 → 売掛金債権、棚卸資産に加え、「電子記録債権」を規定

# (参考)スキームイメージ

## 普通保証等



## ABL保証

